

大阪市斎場解雇撤回裁判が結審

五・一五判決公判に結集しよう！

昌一金属支部・T

「裁判長！どうか真実は何かを見抜いていただき、公平な判断をお願いします」証人台より原告団の一人、前田氏の切なる声が法廷に響いた。裁判長に制止されるも自然と傍聴席から拍手が起こっていた。

二月六日（水）午前十時より大阪地裁八〇九号法廷にて第十五回公判が行なわれ、最終陳述書の提出。斎場労働者解雇撤回裁判である。

これに向け早朝より原



告団、地域の仲間、また支部からは木下書記長を筆頭に五名動員でピラ配りを敢行した。空模様は生憎の冷たい雨。土佐堀川沿いという事もあり、寒風がより一層身に染み



た。寒さで足が震え、悴む手で傘とピラを持ちながら本庁前の道行く人に真実を必死に訴えた。事の発端は平成二十二年五月。「心付け」を葬儀業者から受け取ったと

して、大阪市は斎場労働者に対して懲戒免職、停職を含む四十二名にもものぼる懲戒処分を行った。処分の根拠とされる環境局内調査においては、担当課長の暴言で精神疾患を発病する者が出るなど人権侵害の強権的な調査。また、大阪府警に捜査依頼を行い、警察権力の不当な介入。この様な環境局の人権侵害調査に抗議する自殺者もだした。懲戒解雇された九名の斎場労働者が解雇の取り消しを求め現在、大阪地裁に提訴し闘争中なのである。そもそも、斎場における「心付け」というのは増侶に対する御布施みた

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

いなものとして、斎場労働者の精神的・肉体的労苦に報いる社会的儀礼として長年習慣的に行なわれてきたもので、疑惑とされた葬儀業者に便宜が提供された事実などは微塵もないのである。

原告団は「心付け」を受け取った事について正直に認め反省している。受け取りに関して当初躊躇はあったものの、その背景には差別や職業蔑視、独裁的指導者のもとの日常等が「心付け」を受け取る事が当たり前という感覚にしたのが原因だと述べられている。ただ斎場における斎場規則を守っていただけなのかも

しれない。今回の問題である「心付けを受けたから解雇」といったような簡単なものではない。問題は斎場においての「心付け」を主導した上司、嘘をつき通した者の処分があまりにも軽い事である。処分前日には七名免職と報道されたものの、実際の処分は三名水増しの十名。大阪市総務局の情報漏洩の隠蔽である。しかも職業差別問題を抜きに考えられない心付け問題を、当局は職員の資質の問題だけにすり替えている。

この様に今回の裁判の本質は公務員、労働者を襲う権力の魔性との闘い

であると思う。これに立ち向かった九名の勇敢なる原告団の今日までの苦勞は我々の想像を絶するものだと思う。

先の見えない裁判でのやりとり、実際、生活していくうえで不安等、様々あった中、闘い続けた。そしていよいよ、問題発生から丸三年を迎える五月に第一審の判決が下される。

今回の結果は我々労働者にとっても重要な審判と思われる。本日の早朝よりの裁判行動に参加する事によって改めて連帯の重要性を確認できた。

原告団の勇気の闘争に敬意。引き続き支援をし

▼日時：3月15日（金）18：30～
▼場所：入舟公園（港区・八幡屋）
■集会終了後、磯路中央公園までデモ行進
★港合同組合員は全員参加

ながら結末を見守ってきたい。最前線で闘う原告団に雨上がりの空に光り輝く虹が架かるような朗報を期待しながら。